

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（財務省）

1 住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除に係る既存住宅の取得後の居住の用に供する期限等の特例等について、住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（第四条及び第四条の二関係）

2 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を一年延長することとした。（第八条関係）

3 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（財務省）

1 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、継続雇用者比較給与等支給額の計算において法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額は給与等支給額とみなす措置を講ずることとした。（附則第四条の二関係）

2 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除制度について、損金の額に算入される金額の計算の基礎となる所得の金額の計算における欠損金額に、連結納税終了の場合等に法人の欠損金額とみなされた連結欠損金額個別帰属額を加える措置を講ずることとした。（附則第七条の二関係）

3 この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一六一号）（環境省）

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五九号）の施行期日は、令和四年四月一日とする。こととした。

◇瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第一六二号）（環境省）

一 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正関係

別表第一に掲げる区域について、令和三年六月一日現在の行政区域その他の区域による表示を更新することとした。（別表第一関係）

二 水質汚濁防止法施行令の一部改正関係

1 化学的酸素要求量に係る指定水域として瀬戸内海を、指定地域として瀬戸内海地域を、それぞれ追加することとした。（第四条の二関係）

2 別表第二に掲げる区域について、令和三年六月一日現在の行政区域その他の区域による表示を更新することとした。（別表第二関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条から第四条まで関係）

2 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法 律

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律（地方税法の一部改正）

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の五の二第二項中「第五十三條第六十三項」を「第五十三條第六十五項」に、「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に、「第五十三條第七十七項」を「第五十三條第七十九項」に、「第三百二十一条の八第七十四項」を「第三百二十一条の八第七十六項」に改める。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し」に改める。

第二十四条第六項中「第五十三條第六十三項から第七十九項まで」を「第五十三條第六十五項から第八十一項まで」に改める。

第二十四条の二第五項の表第五十三條第五十八項の項中「第五十三條第五十八項」を「第五十三條第四十五條の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第三十二條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

第四十五條の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第五十條の二に規定する退職手当等）に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は「を、」を「、」に改め、同条第四項の次に「あつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

第五十二條第二項第三号中「第六十四項第一号」を「第六十六項第一号」に改める。

第五十三條第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九條第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第六十九條第十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）